

事務局説明資料

令和8年5月25日（月）
第15回パーソナルモビリティ安全利用官民協議会

第12次交通安全基本計画の策定について

特定小型原動機付自転車について
(交通事故・交通違反の発生状況等)

ペダル付き電動バイクについて
(交通事故・交通違反の発生状況等)

第12次交通安全基本計画の概要

交通安全基本計画について

- 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が作成する交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱。
- 第1次計画を昭和46年度から昭和50年度までの5か年計画で策定。
- 5年ごとに策定し、第12次計画は令和8年度から令和12年度まで。
- 本年3月27日の中央交通安全対策会議で決定。

計画の基本理念

- 交通事故のない社会を目指して
- 人優先の交通安全思想
- 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

道路交通の安全についての対策

〈10の視点〉

- ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ② こどもの安全確保のための環境整備
- ③ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤ 外国人の交通安全対策の推進
- ⑥ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑦ 生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑧ 先進技術の活用推進
- ⑨ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑩ 地域が一体となった交通安全対策の推進

〈8つの柱〉

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者等支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

特定小型原動機付自転車

- 特定小型原動機付自転車について、利用者による交通事故実態や違反の状況を踏まえ、関係事業者と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底や、交通安全教育等の交通安全対策を推進するとともに、交通指導取締りを強化する。また、その際には、事業者による新たな技術を活用した取組を促す。
- シェアリング事業者に対して、車体に搭載したGPS機能等による歩道走行・逆走等の危険走行の検知等、新たな技術を活用した追加的な対策を講じるよう働き掛けを強化するなど、交通事故・交通違反の状況等を踏まえた更なる実効的な対策について検討を進める。
- 関係事業者が取り組むべき交通安全対策について定めた「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づく安全対策を推進すると共に、交通事故、交通違反の状況等を踏まえ、ガイドラインの見直しを行う。
- 外国人の（中略）特定小型原動機付自転車等利用者に対しても、外国人運転者と同様に日本の交通ルール等について理解を促進して、交通安全への意識変容を図り、外国人が当事者となる交通事故の抑止に取り組む必要がある。

ペダル付き電動バイク

- ペダル付き電動バイクについては、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、運転には運転免許を要して、ヘルメットの着用が義務とされていることに加え、ナンバープレート、方向指示器等が必要なこと等について、関係機関、販売事業者、プラットフォーム提供事業者等と連携して、周知を徹底する。また、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化するとともに、ペダル付き電動バイクを電動アシスト自転車と称して販売する違法販売事業者対策を推進する。
- 一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることについて、関係機関、販売事業者、プラットフォーム提供事業者等と連携して、周知を徹底する。
- 「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に基づき、関係事業者が取り組むべき交通安全対策の一層の推進を図る。

第12次交通安全基本計画の策定について

**特定小型原動機付自転車について
(交通事故・交通違反の発生状況等)**

ペダル付き電動バイクについて
(交通事故・交通違反の発生状況等)

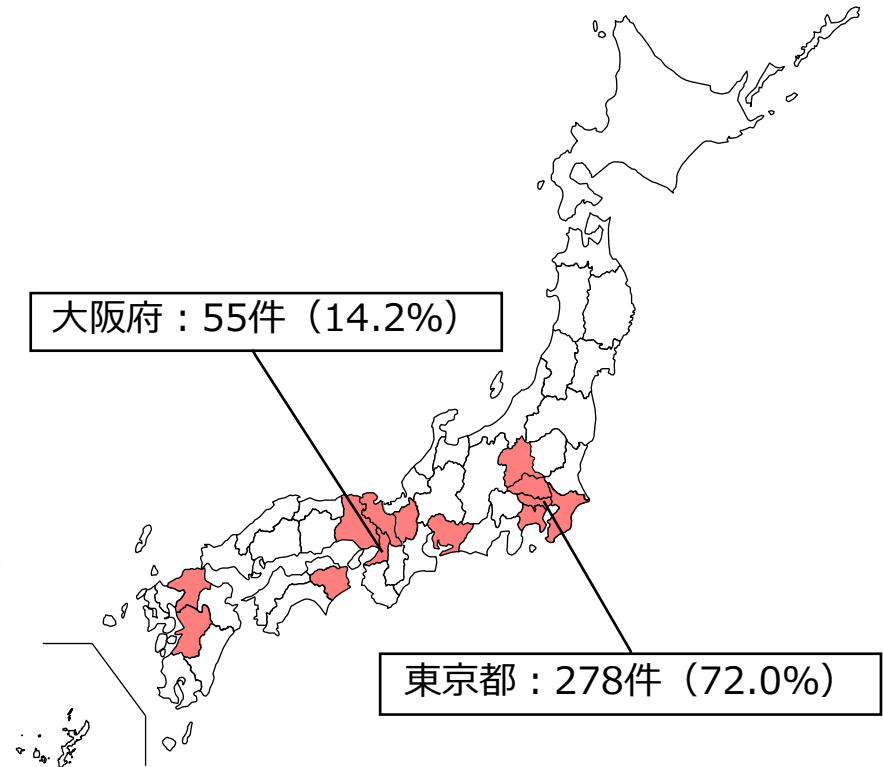
特定小型原動機付自転車関連事故の発生状況

- 令和7年中、特定小型原動機付自転車関連事故は**386件**（令和6年：338件）発生しており、事故件数の推移については、**走行距離と連動して季節的な変動が見られる**。
- 都道府県別では**13都府県で発生**しているが、このうち**東京都での発生が約7割を占めている**。
- 令和7年中の死傷者数は**399人**（うち死者1人、重傷者34人）であり、死亡重傷率は**8.8%**（令和6年：10.0%）。（参考）令和7年中の自転車関連事故の死亡重傷率は10.3%（死傷者数69,160人中、死者303人、重傷者6,839人）。

【特定小型原動機付自転車関連事故の発生状況】



【令和7年中の特定小型原動機付自転車関連事故都道府県別発生状況】

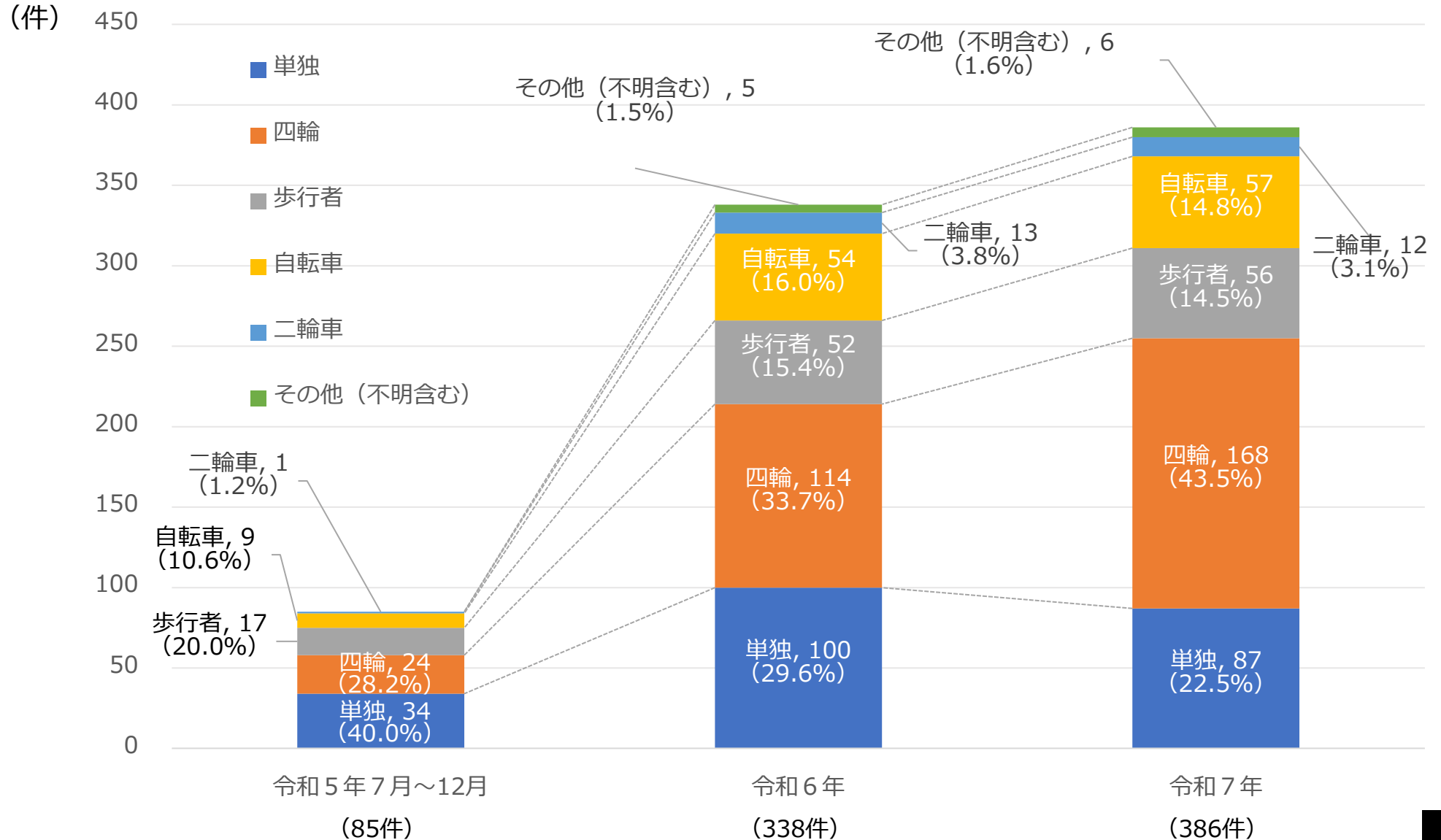


- ※ 特定小型原動機付自転車の登録台数（総務省調べ）は57,320台（R7.4.1時点）。（R6.4.1時点では22,321台。）
- ※ 特定小型原動機付自転車関連事故とは、特定小型原動機付自転車が第1当事者又は第2当事者となった人身事故を計上したものである。ただし、特定小型原動機付自転車相互の事故は1件とした。
- ※ 特定小型原動機付自転車関連事故の死亡重傷率とは、特定小型原動機付自転車第1当事者又は第2当事者となった人身事故における死傷者数のうち、死者数及び重傷者数が占める割合のことをいう。
- ※ グラフ中の走行距離は国内大手シェアリング事業者4社の数値の合計として、日本マイクロモビリティ協会から提供を受けたもの。

※ 令和7年中、特定小型原動機付自転車関連事故が発生した都府県を着色した。

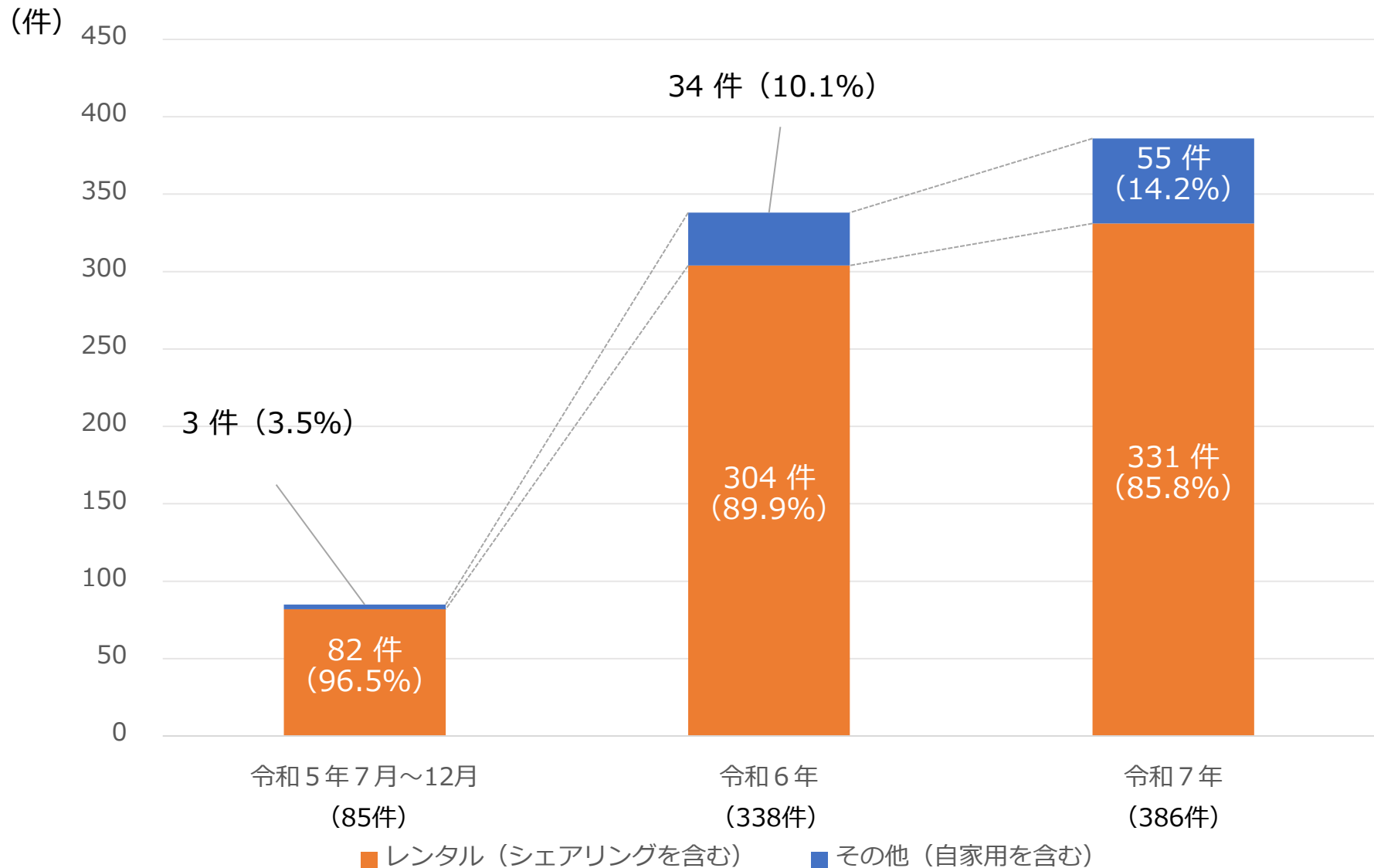
特定小型原動機付自転車関連事故の相手当事者別の発生状況

特定小型原動機付自転車に係る規定の施行後、特定小型原動機付自転車関連事故の発生状況の推移を相手当事者別にみると、対四輪の割合が増加、単独事故の割合が減少傾向にある。



特定小型原動機付自転車関連事故の用途別の発生状況

特定小型原動機付自転車に係る規定の施行後、特定小型原動機付自転車関連事故の発生状況の推移を用途別にみると、そのほとんどがシェアリングを含む「レンタル」によるものだが、自家用を含む「その他」の割合も徐々に増加している。



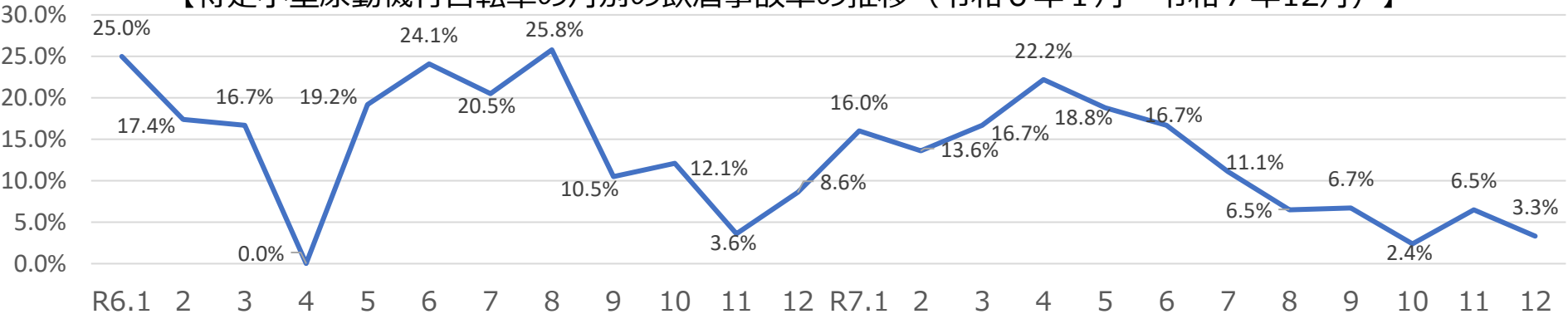
特定小型原動機付自転車関連飲酒事故の発生状況①

- 令和7年中の特定小型原動機付自転車関連事故のうち、飲酒事故の件数は**43件**（令和6年：51件）であり、飲酒事故率は**11.1%**（令和6年：15.1%）。
- 特定小型原動機付自転車関連事故に占める**飲酒事故率は減少傾向にあるが、自転車、一般原動機付自転車と比較すると依然として高い水準である。**
＜令和7年中に発生した交通事故に占める飲酒事故率＞
特定小型原動機付自転車：11.1%、自転車：0.7%、一般原動機付自転車：0.6%

【特定小型原動機付自転車の月別の飲酒事故件数及び飲酒事故率（令和7年）】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事故件数 (前年同期比)	25 (+9)	22 (-1)	18 (0)	36 (+14)	32 (+6)	30 (+1)	45 (+6)	31 (0)	45 (+7)	41 (+8)	31 (+3)	30 (-5)
飲酒事故件数 (前年同期比)	4 (0)	3 (-1)	3 (0)	8 (+8)	6 (+1)	5 (-2)	5 (-3)	2 (-6)	3 (-1)	1 (-3)	2 (+1)	1 (-2)
飲酒事故率	16.0%	13.6%	16.7%	22.2%	18.8%	16.7%	11.1%	6.5%	6.7%	2.4%	6.5%	3.3%

【特定小型原動機付自転車の月別の飲酒事故率の推移（令和6年1月～令和7年12月）】

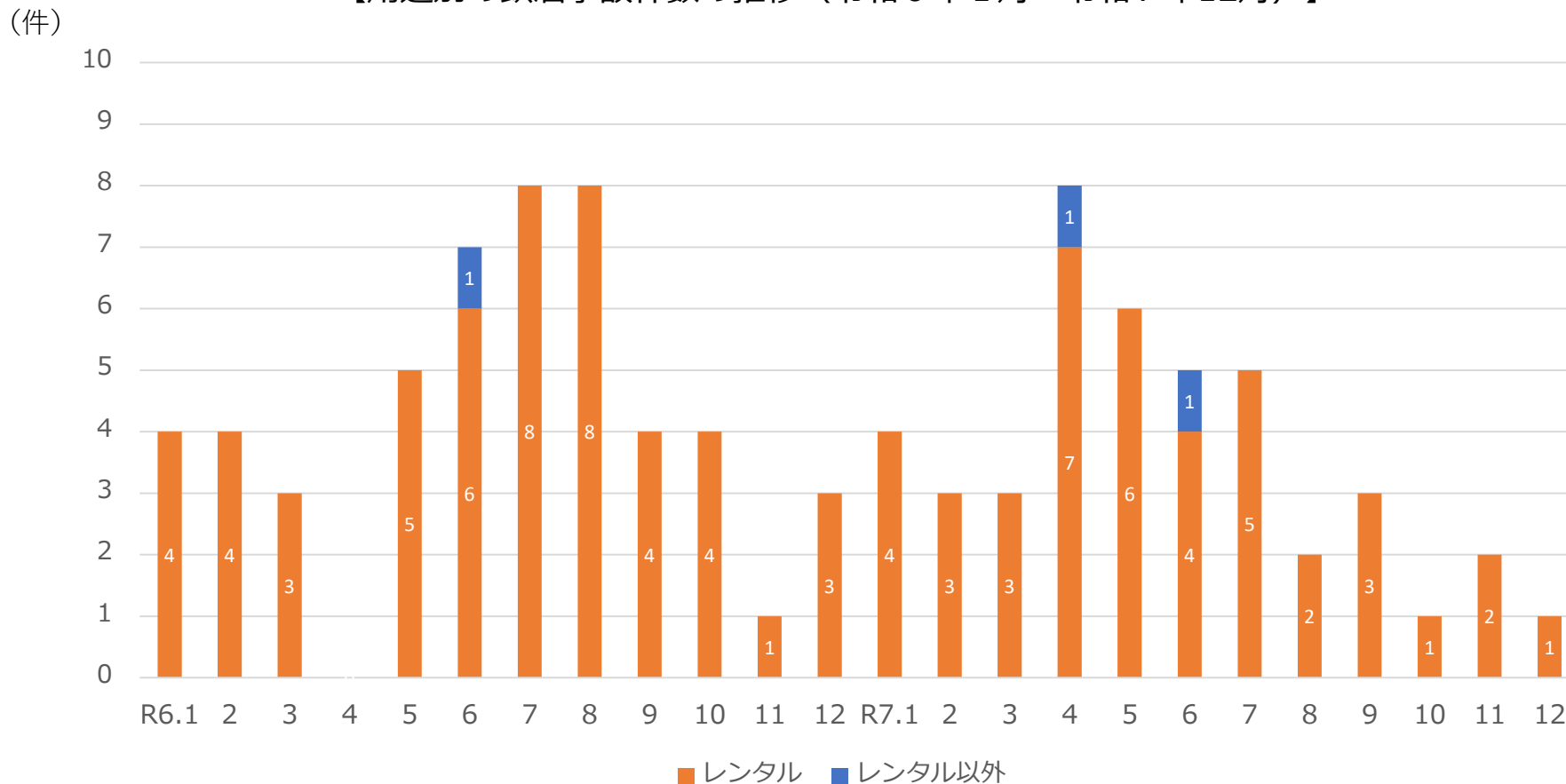


※ 特定小型原動機付自転車の飲酒事故とは、第1当事者又は第2当事者となった特定小型原動機付自転車の運転者が飲酒ありの事故のことをいい、特定小型原動機付自転車の飲酒事故率とは、特定小型原動機付自転車関連事故の件数のうち、特定小型原動機付自転車の飲酒事故の件数（ただし、飲酒あり同士の場合は1件とした。）の占める割合をいう（自転車、一般原動機付自転車についても同様）。

特定小型原動機付自転車関連飲酒事故の発生状況②

- 用途別では、令和7年に発生したレンタルの特定小型原動機付自転車の関連事故件数は331件であり、全体（386件）に占める割合は**85.8%**である。
- 特定小型原動機付自転車の飲酒事故件数の推移を用途別にみると、**令和7年に発生した飲酒事故のほとんどが、レンタルによるものである。**

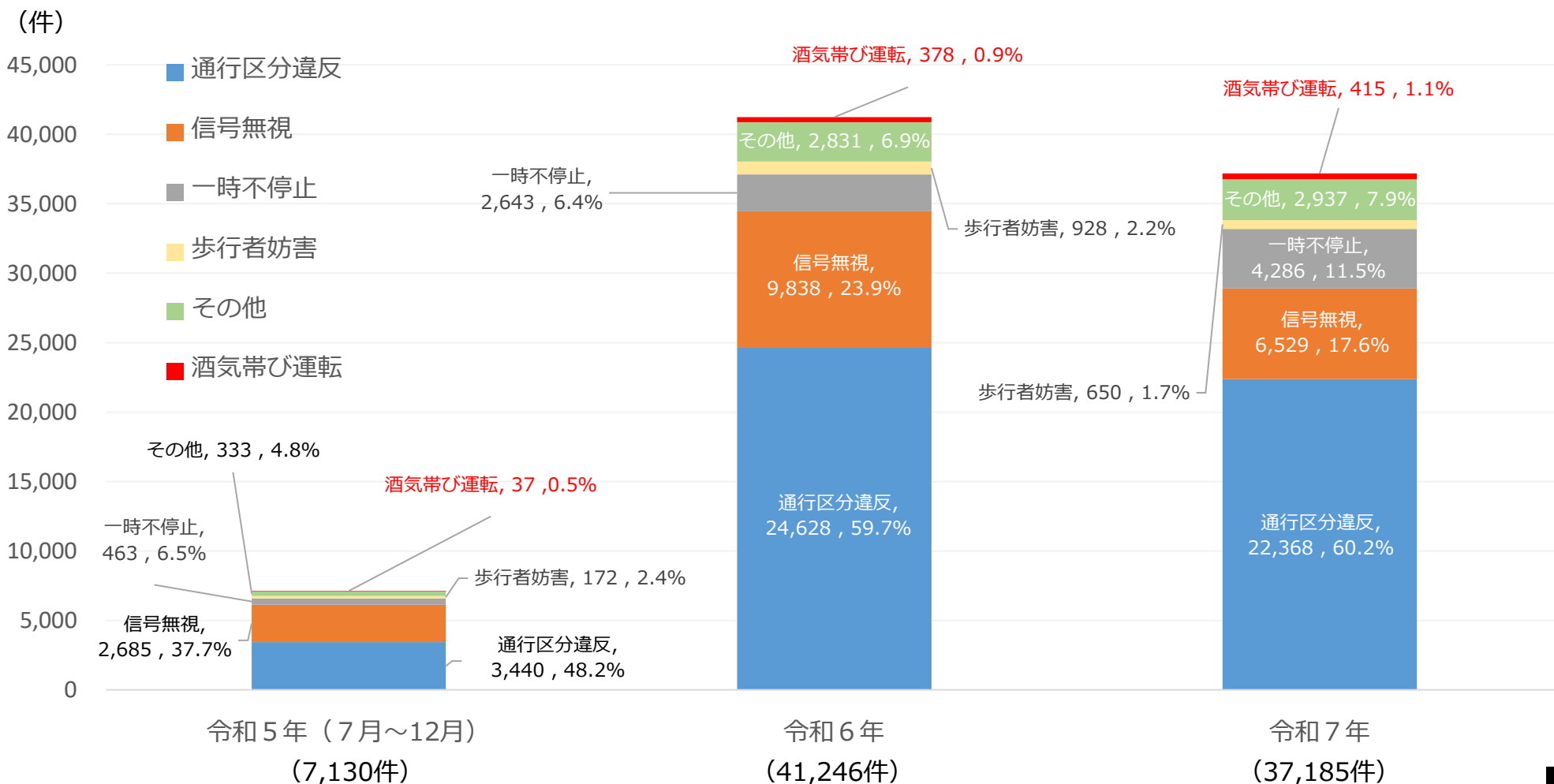
【用途別の飲酒事故件数の推移（令和6年1月～令和7年12月）】



特定小型原動機付自転車の交通違反の取締り状況

- 令和7年中の特定小型原動機付自転車に係る検挙件数は**37,185件**であり、違反類型別でみると、**通行区分違反が約6割、信号無視が約2割**を占める。
- 酒気帯び運転の検挙件数は、令和6年中は378件であったのに対し、令和7年中は415件に増加。

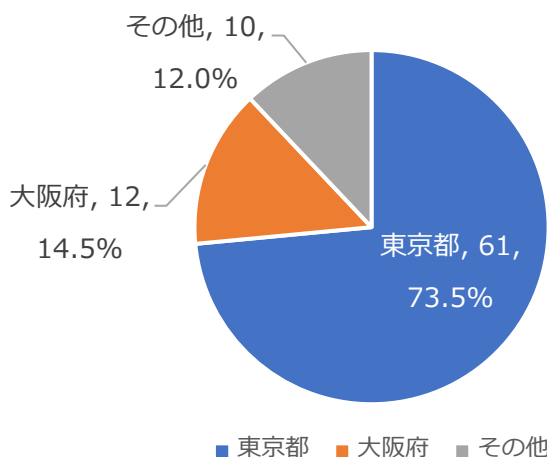
【特定小型原動機付自転車の交通違反の取締り状況】



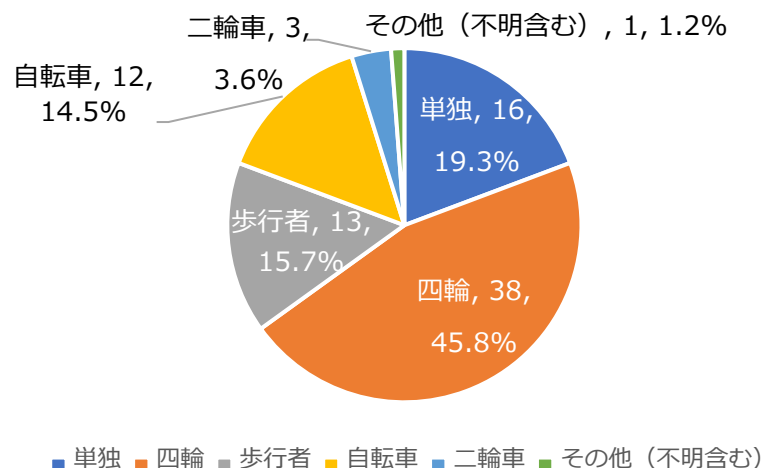
令和8年1月～3月の特定小型原動機付自転車の交通事故の状況

- 令和8年3月末までに発生した特定小型原動機付自転車関連事故は**83件**（前年同期：65件）であり、都道府県別・相手当事者別・用途別の内訳の傾向については、それぞれ令和7年中と同様。
- 飲酒事故率は**13.3%**（前年同期：15.4%）と依然として高い水準にあり、飲酒事故の当事者は全てシェアリングを含むレンタル車両であった。

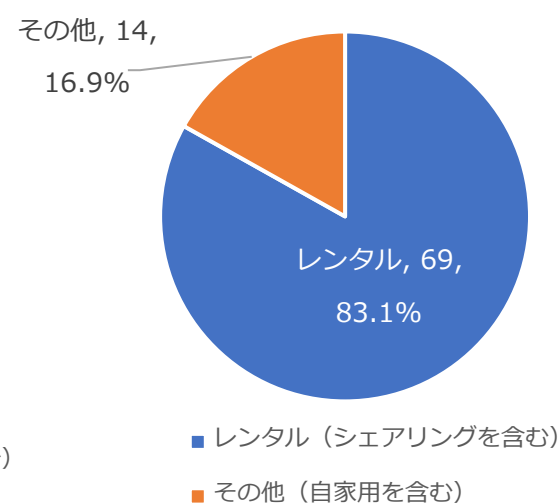
【都道府県別（R8.1～3）】



【相手当事者別（R8.1～3）】



【用途別（R8.1～3）】



【月別の飲酒事故件数及び飲酒事故率（R8.1～3）】

	1月	2月	3月	合計
事故件数 (前年同期比)	24 (-1)	28 (+6)	31 (+13)	83 (+18)
飲酒事故件数 (前年同期比)	3 (-1)	5 (+2)	3 (0)	11 (+1)
飲酒事故率 (前年同期比)	12.5% (-3.5%)	17.9% (+4.3%)	9.7% (-7%)	13.3% (-2.1%)

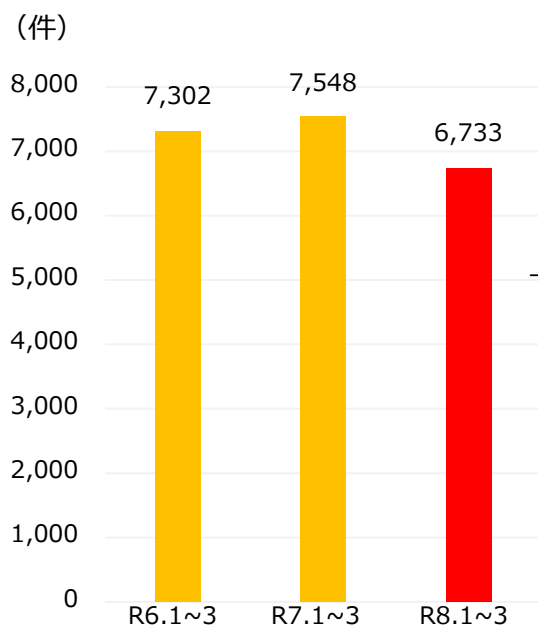


令和8年1月～3月に発生した特定小型原動機付自転車の飲酒事故は、いずれもシェアリングを含むレンタルの車両が当事者である。

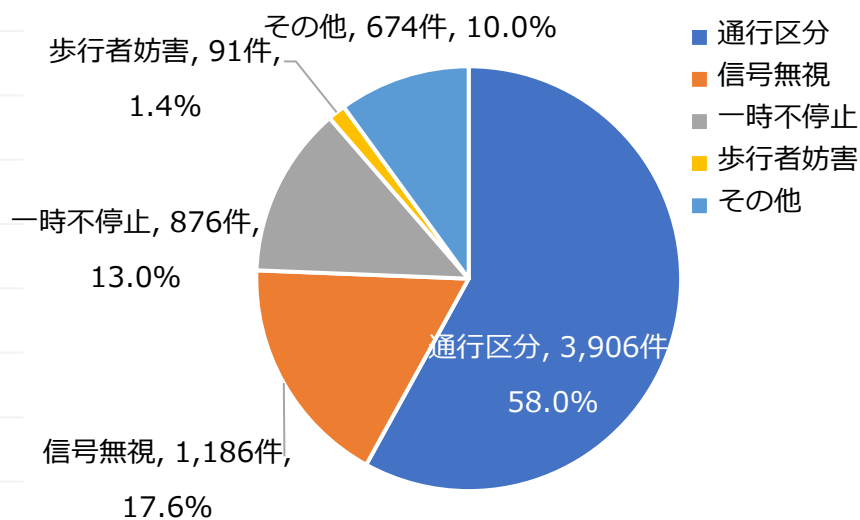
令和8年1月～3月の特定小型原動機付自転車の交通違反の状況

- 令和8年3月末までに検挙した特定小型原動機付自転車の運転者による交通違反の件数は6,592件であり、類型別の内訳の傾向は令和7年度と同様。
- 酒気帯び運転の検挙件数は、前年・前々年同期と比較すると増加傾向。

【検挙件数（R8.1～3）】

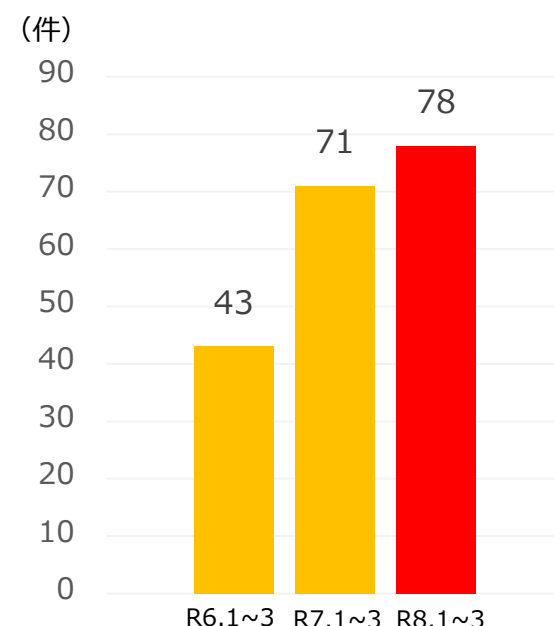


【違反類型別の内訳（R8.1～3）】



※ 「その他」は、定員外乗車が121件、酒気帯び運転が78件等。

【酒気帯び運転検挙件数（R8.1～3）】



特定小型原動機付自転車の安全な利用に向けた政府全体の取組の方向性

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）抜粋

○ 令和7年以降令和8年度まで継続的に措置

警察庁は、電動キックボード等が交通ルールを遵守された上で安全に活用されるよう、電動キックボード等の販売やシェアリングサービスを提供する民間事業者等と連携して必要なデータを収集した上で、利用実態や違反及び事故の状況・原因等を踏まえ重点的な取組が必要と考えられる者や地域に対して交通ルールの周知・広報、取締りの強化を行うとともに、関係省庁及び民間事業者で構成されるパーソナルモビリティ安全利用官民協議会における議論を踏まえ、更なる交通ルールの遵守及び事故防止等に必要な取組を行う。

○ 令和8年度措置

また、警察庁は、関係省庁の協力を得て、これらの取組の効果について、E B P M（Evidence Based Policy Making）を実践する観点から、客観的データ等に基づきモニタリング・評価・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じる。

第12次交通安全基本計画（令和8年3月27日中央交通安全対策会議決定）抜粋（再掲）

- 特定小型原動機付自転車について、利用者による交通事故実態や違反の状況を踏まえ、関係事業者と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底や、交通安全教育等の交通安全対策を推進するとともに、交通指導取締りを強化する。また、その際には、事業者による新たな技術を活用した取組を促す。
- シェアリング事業者に対して、車体に搭載したGPS機能等による歩道走行・逆走等の危険走行の検知等、新たな技術を活用した追加的な対策を講じるよう働き掛けを強化するなど、交通事故・交通違反の状況等を踏まえた更なる実効的な対策について検討を進める。
- 関係事業者が取り組むべき交通安全対策について定めた「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づく安全対策を推進すると共に、交通事故、交通違反の状況等を踏まえ、ガイドラインの見直しを行う。
- 外国人の（中略）特定小型原動機付自転車等利用者に対しても、外国人運転者と同様に日本の交通ルール等について理解を促進して、交通安全への意識変容を図り、外国人が当事者となる交通事故の抑止に取り組む必要がある。

取組の方向性

- パーソナルモビリティ官民協議会において、関係機関・関係事業者の取組状況をフォローアップするとともに、特定小型原動機付自転車の利用実態や交通事故実態・違反の状況についてモニタリングを行い、実効的な安全対策について検討を進める。
- 事業者が新たな技術を活用して交通安全対策に取り組んだ事例を紹介するなど、事業者が更なる交通安全対策を推進するよう働き掛けを推進する。

当面の検討方針

- 令和7年中に発生した特定小型原動機付自転車関連事故の約9割がシェアリングを含むレンタルの特定小型原動機付自転車によるものであることを踏まえ、引き続きシェアリングサービス利用者に対する交通安全対策を推進することとする。
 - ※ 自家用の特定小型原動機付自転車による事故も増加傾向にあることから、その利用実態についても注視することとする。
- 特に、特定小型原動機付自転車の飲酒事故率は依然として高く、その大半はシェアリングを含むレンタルの特定小型原動機付自転車によるものであることを踏まえ、シェアリングサービス利用者による飲酒運転を根絶するための取組を重点的に講じることとする。
- 令和7年の訪日外国人数が過去最高を記録し、今後も更なる増加が予想されている中で、シェアリングの特定小型原動機付自転車を利用する訪日外国人も増加することが見込まれることから、外国人に対する基本的な交通ルールの周知徹底に関する取組についても検討することとする。

第12次交通安全基本計画の策定について

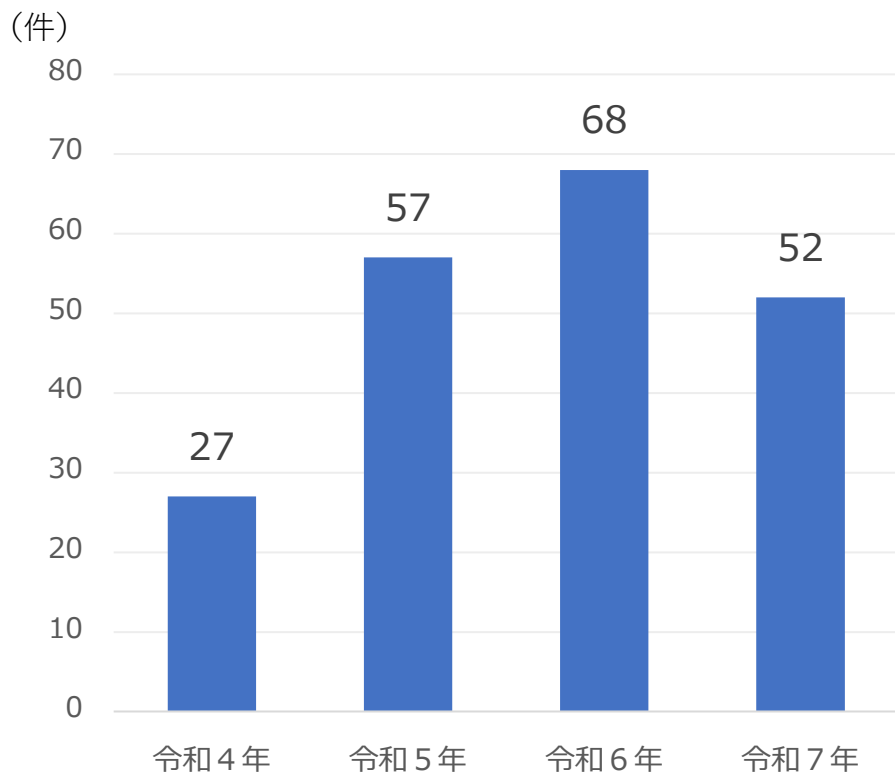
特定小型原動機付自転車について
(交通事故・交通違反の発生状況等)

ペダル付き電動バイクについて
(交通事故・交通違反の発生状況等)

ペダル付き電動バイク関連事故の発生状況

- 令和7年中、ペダル付き電動バイク関連事故は**52件**（令和6年：68件）発生しており、**前年・前々年同期比では減少傾向にある**。
- 都道府県別では、令和7年中のペダル付き電動バイク関連事故が**13都府県で発生**しており、全52件のうち東京都と大阪府での発生が31件で約6割を占める。

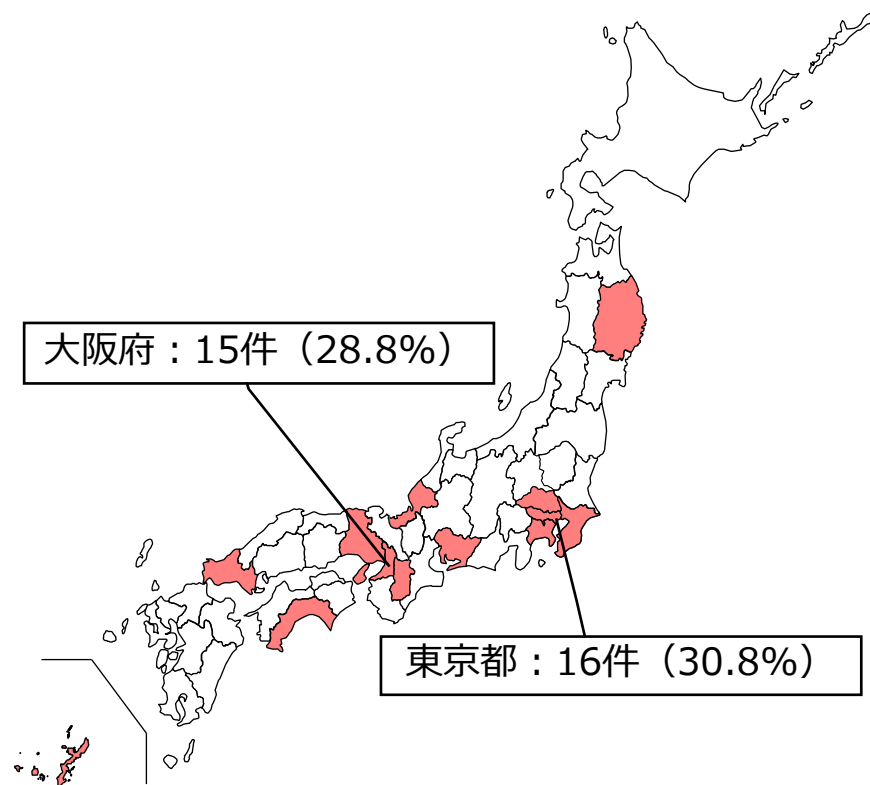
【ペダル付き電動バイク関連事故の発生状況】



※ ペダル付き電動バイクが第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計。

※ 死亡事故は、令和7年中、1件発生。

【令和7年中のペダル付き電動バイク関連事故
都道府県別発生状況】

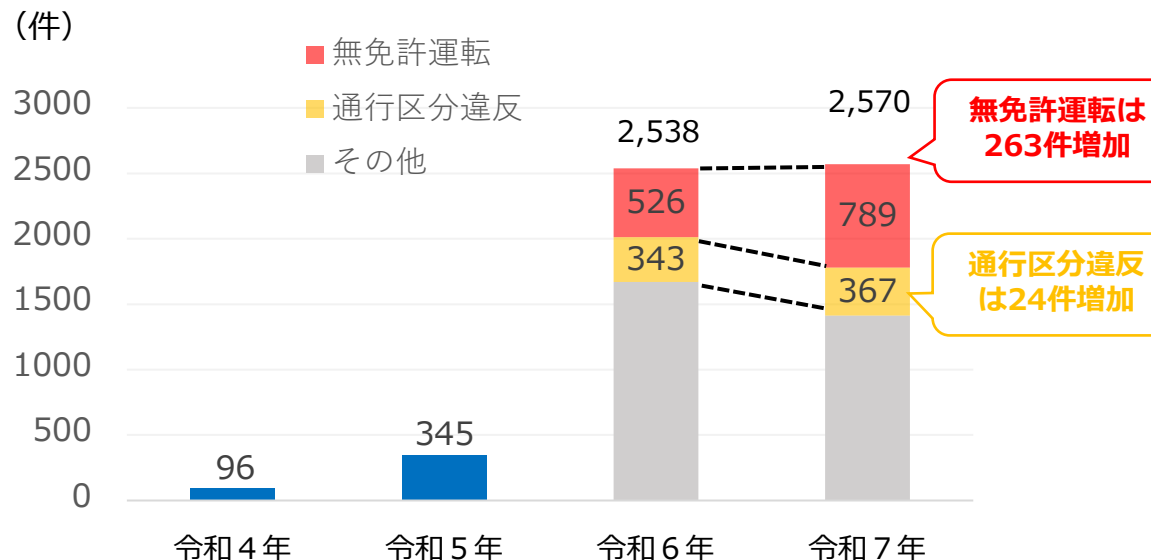


※ 令和7年中にペダル付き電動バイク関連事故が発生した都府県を着色した。

ペダル付き電動バイクの交通違反の取締り状況

- 道路交通法の改正により（令和6年11月改正道路交通法施行）、ペダル付き電動バイクについてペダルのみを用いて走行する場合も原動機付自転車又は自動車の運転に該当することを明確化し、**違反者に対する取締りを強化**。
- 令和7年のペダル付き電動バイクに係る検挙件数は、前年同期比で若干増加しており、**特に無免許運転や通行区分違反といった悪質・危険な違反の検挙件数が増加**。
- 都道府県警察では、ペダル付き電動バイクの販売事業者に対する指導を強化するとともに、ペダル付き電動バイクを運転免許不要と偽って販売するなど、**悪質な販売事業者を道路交通法違反（整備不良）ほう助、不正競争防止法違反等により検挙**。

ペダル付き電動バイクの検挙件数の推移



※ 都道府県警察から警察庁に報告のあった件数を集計。

販売事業者を対象とした主な検挙事例

● 道路交通法違反（整備不良）ほう助 ※令和7年6月検挙：大阪府警察

令和7年6月、大阪府内の販売店舗において、購入者が公道を走ることを知りながら、道路運送車両の保安基準を満たさないペダル付き電動バイクを販売したものの。

● 不正競争防止法違反 ※令和7年5月検挙：兵庫県警察

令和6年、ペダル付き電動バイク（モペット）をSNS上に運転免許不要と偽って広告を出し、販売したものの。

取組の方向性

ペダル付き電動バイクの交通事故実態や違反の状況を踏まえ、関係機関と関係事業者が連携し、交通ルール の周知をはじめ、ガイドラインに基づく交通安全対策を引き続き推進する。

＜ガイドラインに盛り込まれている事業者が取り組むべき交通安全対策＞

販売事業者が 取り組むべき交通安全対策	プラットフォーム提供事業者が 取り組むべき交通安全対策	飲食物等の配送業務を委託する事業者が 取り組むべき交通安全対策
○ 購入者に対する車両区分の明示 ○ 購入者の運転免許確認の徹底 ○ 保安基準に適合した車体の販売 ○ 貸出し及び転売防止対策の実施 ○ 自賠責保険等の加入対策の実施 ○ 車体の点検・整備の支援 ○ 相談窓口の設置 ○ 関係行政機関等との連携	○ プラットフォームを利用する販売事業者等への働き掛け ○ プラットフォームを利用する販売者への働き掛け ○ 相談窓口の設置 ○ 関係行政機関等との連携	○ ペダル付き電動バイク等の電動モビリティの正確な車両区分の登録 ○ 配達員の運転免許確認の徹底 ○ 保安基準に適合しない車体の使用禁止 ○ 自賠責保険等に参加していない車体の使用禁止 ○ ナンバープレートを表示していない車体の使用禁止 ○ 配送業務を再委託する事業者への働き掛け ○ 相談窓口の設置 ○ 関係行政機関等との連携

当面の検討方針

- ペダル付き電動バイクの交通事故は減少傾向にあるが、依然として保安基準に適合しないペダル付き電動バイクや、電動アシスト自転車等と称して販売されているペダル付き電動バイクが市場に出回っていることから、引き続き、ガイドラインに基づく交通安全対策を推進することとする。
- 保安基準に適合しないペダル付き電動バイクに関する情報や、ペダル付き電動バイクを電動アシスト自転車と称して販売する違法販売事業者等に関する情報の共有を図るなど、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会の枠組みを活用して、関係行政機関や関係事業者と連携した交通安全対策を推進することとする。